

# 第22期 第26回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年9月19日（火）

15：30～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

## ～ 次 第 ～

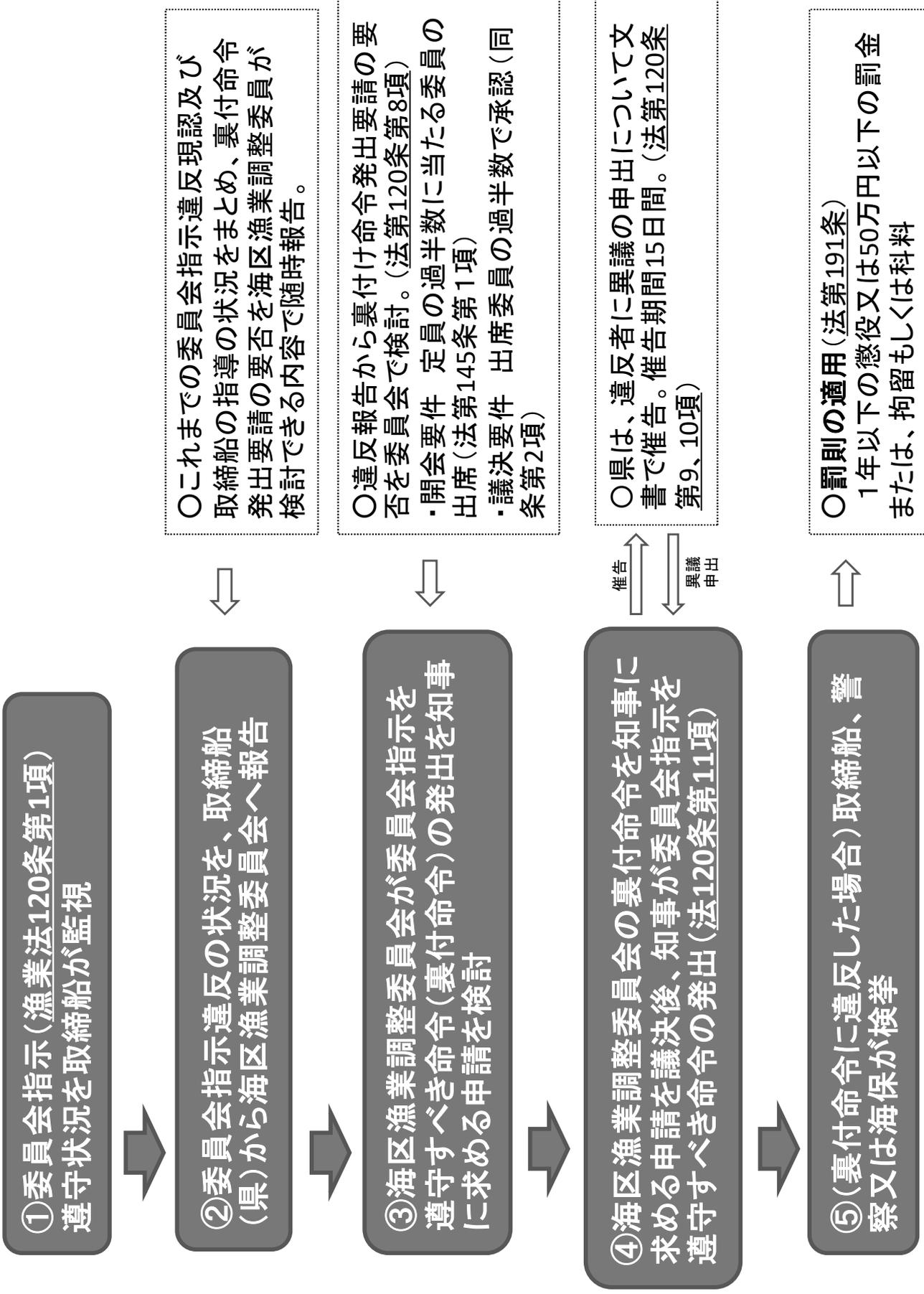
第1 開 会

第2 議 題

- 1 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号にかかる  
違反について（協議） . . . P1～6
- 2 カキの試験養殖について（報告） . . . P7～14
- 3 カキの試験養殖について（協議） . . . P15～27
- 4 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果  
について（報告） . . . P28～41
- 5 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）  
. . . P42～61
- 6 その他

第3 閉 会

# 委員会指示違反現認から裏付命令発出までの流れ



# (参考)裏付命令様式(昭和26年9月14日付け水産庁長官通知)

佐賀県達○第 号

(住 所)

(氏 名)

佐賀県有明海区漁業調整委員会の令和○年○月○日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号に従うことを命ずる。

なお、この処分に対して不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で農林水産大臣に対して審査請求をすることができ。

また、この採決があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となる。)を被告として取消訴訟を提起することができ。

令和 年 月 日

佐賀県知事 氏 名 印

## 漁業法（漁業調整委員会指示の関連条項）抜粋

### （海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（2～7略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

### （罰則）

第百九十一条 第二百十条第十一項（第二百十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
  - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域  
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
  - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域  
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を  
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及  
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結  
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

(1) 1隻が使用する網漁具の総延長	250メートル以下
(2) 網丈	9メートル以下
(3) 網の目合	20センチメートル以上
(4) 使用する漁具	1統

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

佐有漁協指第 162 号  
令和 5 年 7 月 26 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏  
< 公 印 省 略 >

## 試験養殖実績報告書

令和 4 年 8 月 23 日付け試養第 220801 号で承認を受けたカキ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別 紙 令和 4 年度七浦カキ垂下養殖試験報告書

# 令和4年度 七浦カキ垂下養殖試験 報告書

## □ 養殖方法

- ・ 養殖施設は、延縄式の養殖クープ50m×6本、提灯かご計120個を使用した。
- ・ 2022年10月上旬に、七浦地先のカキ礁から天然のスミノエガキを採取し、垂下養殖を開始した。
- ・ 垂下養殖は2022年10月～2023年1月にかけて行い、出荷サイクルは1～2カ月で出荷を行うと同時に新たなカキを採取し養殖を継続した。

∞

## □ 試験課題

### 【スミノエガキの垂下期間の検討】

- ・ 令和2年度は、スミノエガキを約1か月間養殖したところ、十分な身入り向上効果が得られた。そのため、今年度も約1か月間の養殖で身入り向上効果が得られるかどうか再現性を確認する。

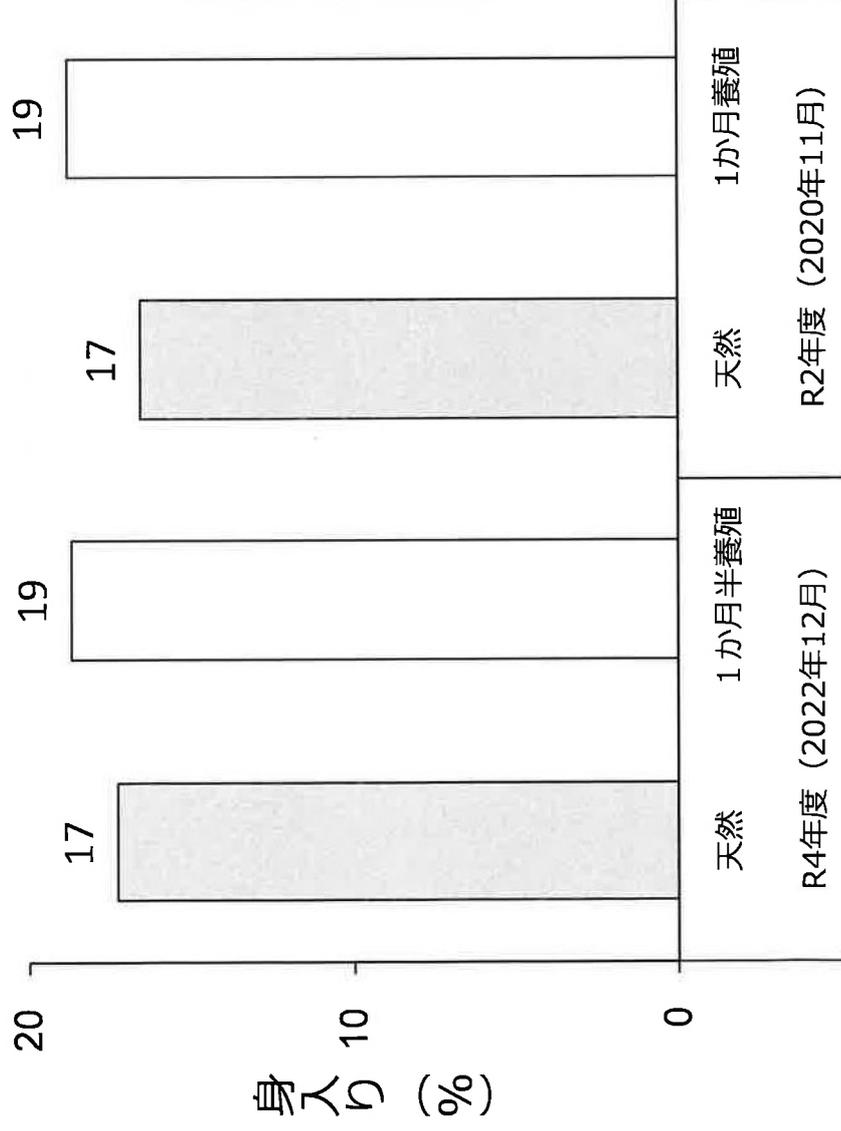
## □ 養殖結果

### 【スミノエガキの垂下期間の検討】

期間：2022年11月4日～12月19日

方法：「天然」と「1か月半養殖」の各10個体の身入り※(%)を確認した

※身入り(%)=軟体部重量/全重量×100



1か月半の垂下養殖で  
身入りが向上した

R2年度結果の再現性を確認

## □ 販売

- ・ 養殖したカキは、すべて「道の駅 鹿島」で販売した。
- ・ 販売重量は合計2,408kg、販売金額は177万円（税込）であり、販売重量、金額ともに前年度の約1.7倍に増加した。
- ・ コロナ禍で道の駅の客足に多少があったものの、養殖物の評判は良いため、売れ行きは良好であった。
- ・ 2月以降は天然物の身入りが良かったため、養殖せずに天然物のみ販売した。

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
販売袋数 (1.5kg/袋)	195	718	692	0	0	1,605
販売重量 (kg)	293	1,077	1,038	0	0	2,408
販売金額 (千円)	214.5	789.8	761.2	0	0	1,765.5

(単価：1,100円/袋(税込))



図 道の駅鹿島での販売

## □ 課題と今後

- ・ 延縄式の提灯カゴを用いた養殖方法については、特段の課題はない。
- ・ ただし、カキ礁から天然種ガキの入手が困難になった場合、何らかの方法で対策を講じる必要がある。
- ・ R5年度は正式な区画免許を取得し、カキ養殖の規模拡大を目指している。 3

佐有漁協指第 163 号  
令和 5 年 7 月 26 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏  
< 公 印 省 略 >

## 試験養殖実績報告書

令和 4 年 10 月 6 日付け試養第 221001 号で承認を受けたカキ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別 紙 令和 4 年度久保田町支所青年部カキ垂下養殖試験 報告書

# 令和4年 久保田町支所青年部カキ垂下養殖試験 報告書

## ①垂下養殖方法、内容

- ・養殖施設は、海苔養殖用のロープ、コンポーズ、浮玉、提灯かご、コンテナを使用した。（別紙詳細図参照）
- ・10月上旬に有明海有区1163号より天然のカキを採取し海上でカキの付着物の除去を行った。
- ・10月中旬から下旬にかけ、みかんコンテナ等20ケースに約300キロのカキを垂下した。
- ・10月から約2ヶ月間カキを垂下で養殖し、12月から数回に分けて地元直売所（みらん館）で販売を実施した。
- ・2回目のカキの垂下養殖は、2月中旬に天然カキ採取を行い、その後みかんコンテナ等20ケースに約200キロの垂下を行った。

## ②垂下養殖結果

- ・有明水産振興センターにて垂下養殖したカキの身入りの調査を行った結果、採取した天然カキと比較して1ヶ月後には約115～119%、販売時（約2ヶ月後）は約119～125%と身入りが良いことが確認できた。
- ・試験養殖カキの販売へ向けて久保田町支所青年部10人で天然のカキと食べ比べをし、10人全員が試験養殖の方が美味しいという評価になった。
- ・垂下養殖中、荒天により養殖施設のロープが切れて垂下していた牡蠣が一部流出した。
- ・養殖時には珪藻の付着が多く見られた為、現場での洗浄方法を見直す必要がある。
- ・2月に垂下を行ったカキについて、販売まで計画していたが、例年以上の高水温が続き食中毒等の危険性が考えられたため、安全面を考慮し販売を行わず、採取した場所（有区1163号）に放流した。

## ③販売結果

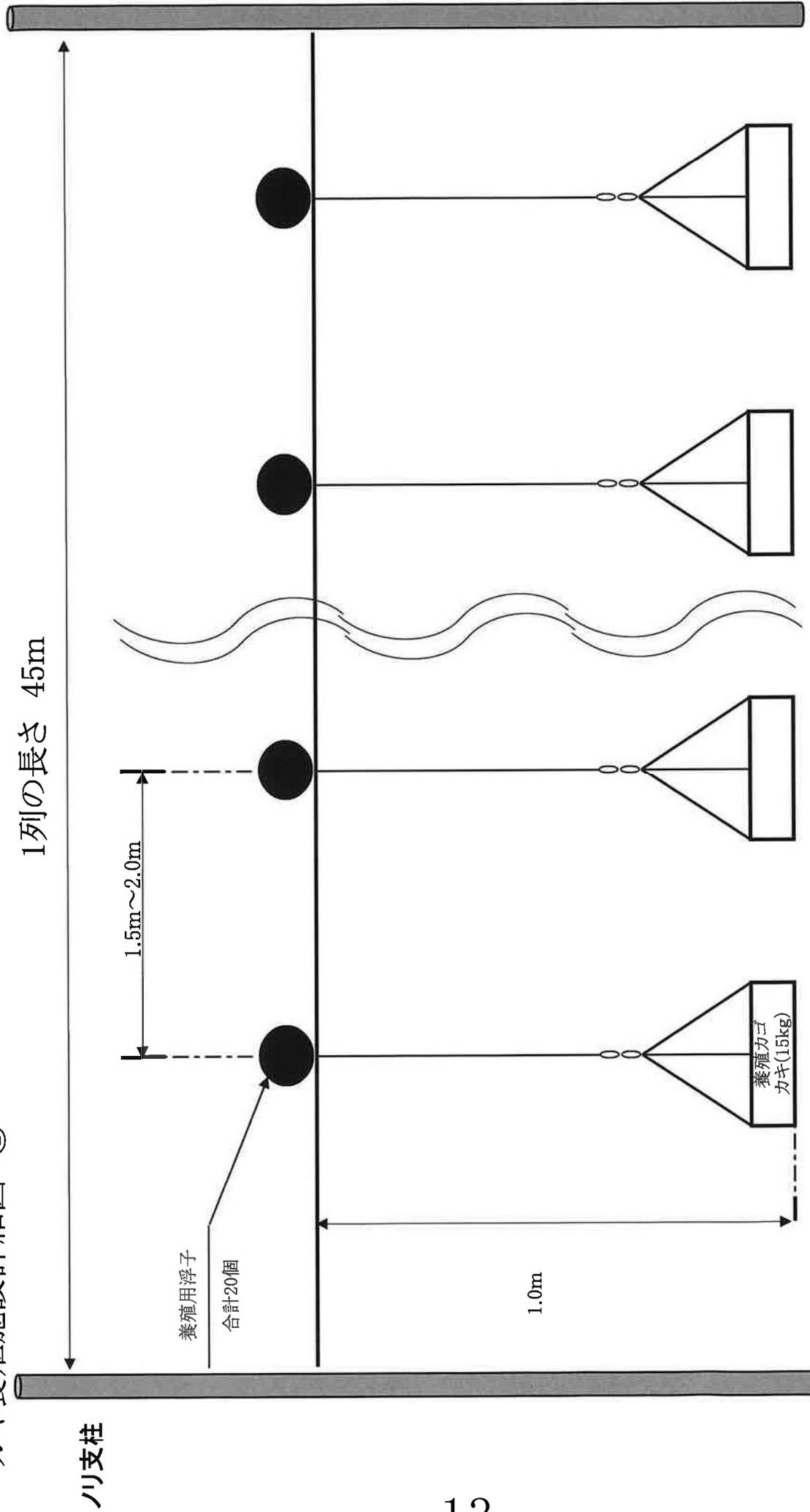
- ・販売先は直売所「みらん館」で行った。
- ・販売重量は130kgで、販売金額約12万円（税込）であった。
- ・久保田町青年部垂下養殖カキとして販売を行い、味や身入り共に良いと購入者からも好評で完売した。

	12月	1月	2月
販売数 (kg)	80	37	13
販売金額 (万円)	768	355	124

## ④試験養殖を行っての課題、考察

- ・荒天時に養殖施設（コンテナ）の流出等があったため、施設の補強等の検討が必要である。
- ・計画を立てた試験養殖規模は、海苔養殖作業と併用することが難しかった為、半分の規模でしか出来なかった。今後は、作業の効率化と漁場の規模・選定も含め協議が必要である。
- ・天然カキに比べ垂下養殖することで、うま味と身入りの向上が確認が出来た。特にうま味の部分は今後数値化し、販売時の付加価値の指標とすることも検討している。

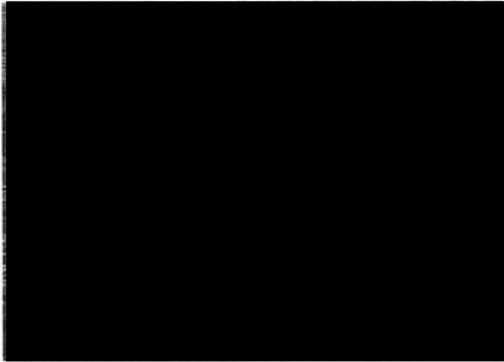
# カキ養殖施設詳細図 ①



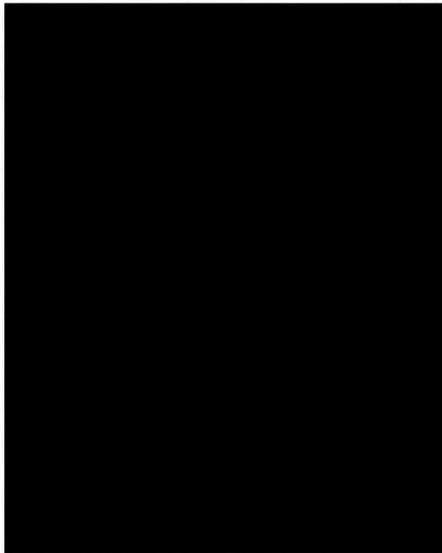
・有区1163号より天然カキ採取



・垂下前の洗浄作業



・販売前の洗浄作業



・販売時の身入り状況



水産第2516号  
令和5年（2023年）9月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長  
西久保 敏から申請があり、佐賀市長 坂井 英隆 から副申がありました。  
については、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

佐市水振第80号  
令和5年9月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆

カキ試験養殖の承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

令和5年9月5日付け佐有漁協指第217号で佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長 西久保 敏から別添のとおり試験養殖承認申請書が提出されましたので、これに意見を添えて提出します。

## 意見書

佐賀県有明海漁業協同組合(久保田町支所青年部)が実施を計画しているカキ試験養殖は、カキの浄化作用による海況改善及びカキの垂下養殖技術の開発を目的としております。

この取組みを実施することで、近年の植物プランクトン赤潮の発生による深刻なノリの色落ち被害に対し、カキの水質浄化能力を利用した海況改善によって、ノリ養殖の安定的な生産につなげ、またカキ養殖による漁業収入の増加によって漁業者の経営安定に寄与できると思われれます。

今回、同漁協久保田町支所での取組みは2年目となるため、養殖規模を拡大しての実施とし、昨年度と同じ沖合の漁場有区第1203号にカキの垂下養殖を行い、有明水産振興センターの指導の下、さまざまな検証を行いながら、事業の安定化を目指したいと考えております。

このことから、今年度の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らい頂きますようお願いいたします。

令和5年9月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆

佐有漁協指第217号  
令和5年9月5日

佐賀市長 坂井英隆 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4  
佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏

カキの試験養殖の承認申請について(進達)

別紙の通り試験養殖の承認を受けたいので進達致します。

別紙

- ・承諾書
- ・理由書
- ・試験養殖計画書
- ・漁場位置図及び区域図
- ・同意書

別紙 1

## 承 諾 書

令和 5 年 9 月 5 日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏



令和 5 年 8 月 21 日付け佐市水振第 75 号で通知のあった令和 5 年度カキ試験  
養殖事業の委託については、承諾いたします。

# 試験養殖承認申請書

佐有漁協指第217号  
令和5年9月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4  
佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西 久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

## 記

### 1.目的

カキ垂下試験養殖

### 2.水産物の名称

カキ

### 3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1203号  
1620m<sup>2</sup>

### 4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

### 5.養殖の方法及び規模

養殖カゴによる垂下方式

#### 添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書

## 理 由 書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年、植物プランクトン赤潮の発生が多発し、海水中の栄養塩低下によるノリの深刻な色落ち被害が起こり、生産金額が不安定な状況となっております。

当支所の地先干潟にはカキ礁が広がっており、これらカキ礁の地ガキを採取し、色落ち被害が深刻な漁場へ「垂下養殖」することで、カキの水質浄化能力を利用し、海況改善を図り、色落ち被害が軽減されることが期待されます。一方で、色落ち被害が深刻な漁場は、カキにとっては、餌料である植物プランクトンが豊富であることから、身入りが向上し、高単価での販売も可能となるため、将来的に有望な収入資源になると考えております。

令和4年度の試験では、初年度ということもあり海苔養殖との両立が安定せず計画した養殖規模での実施ができなかったことから再度試験養殖に取り組み、これからの海苔養殖への手助けとなる活動としての養殖方法を確立したいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和5年8月25日

佐賀県佐賀市久保田町大字新田1500-14

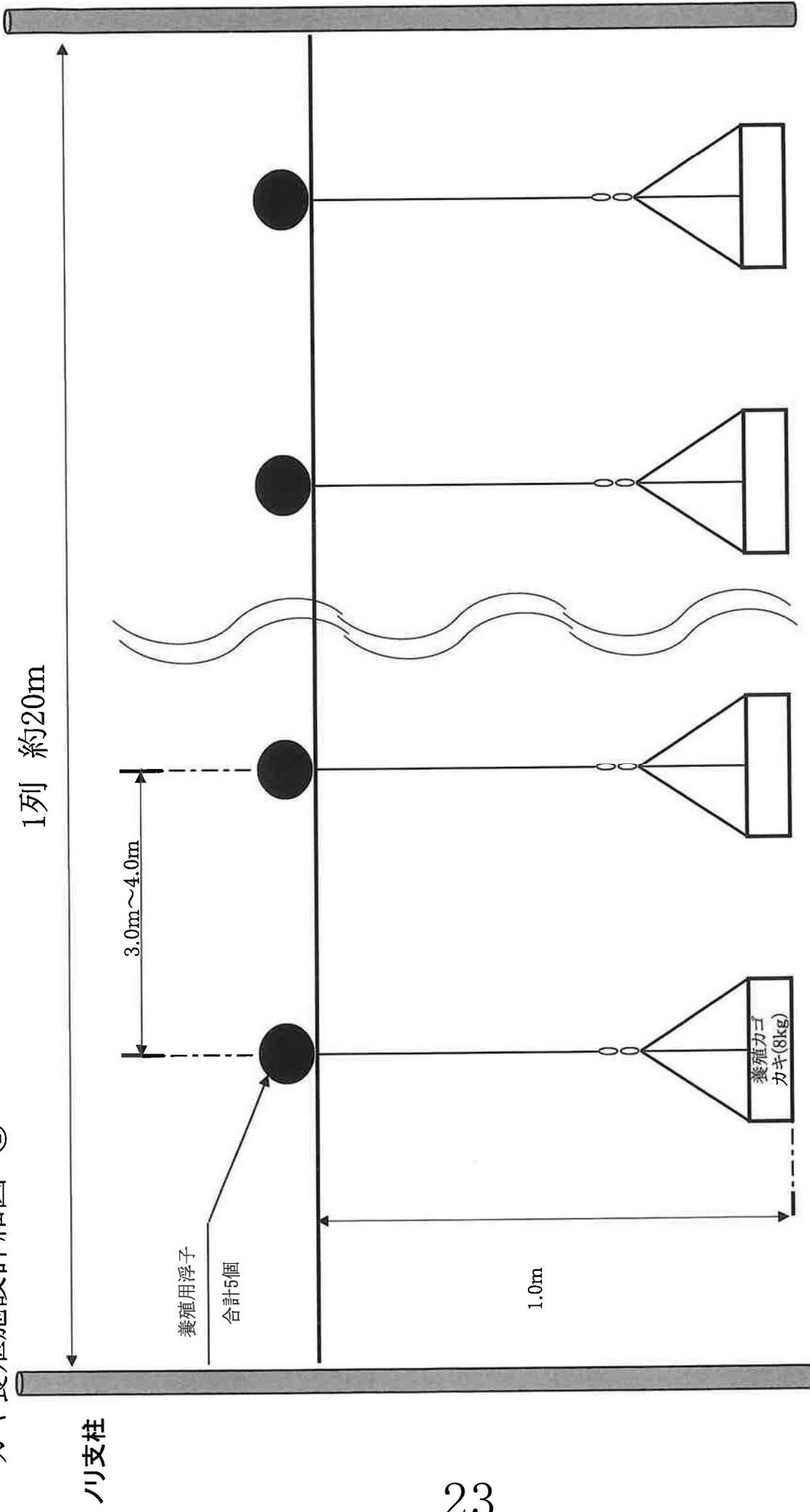
佐賀県有明海漁協 久保田町支所

支所運営委員長 中尾 誠

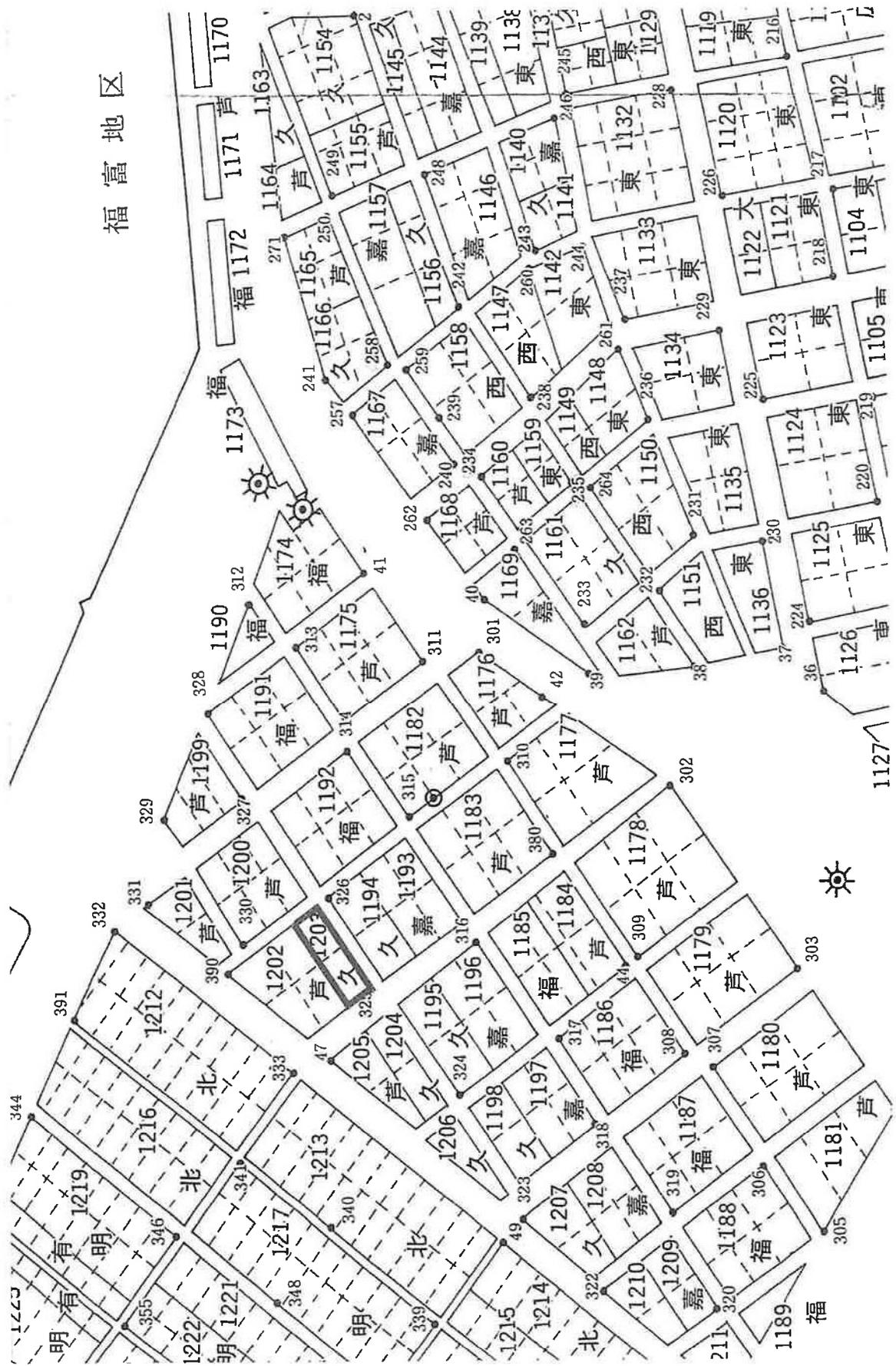




カキ養殖施設詳細図 ①



試驗養殖漁場位置圖



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和5年8月24日付佐有漁協久第10号によるカキ垂下試験養殖については同意致します。

令和5年8月24日

佐賀県有明海漁業協同組合  
運営委員長

佐賀市  
香月



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和5年8月24日付佐有漁協久第10号によるカキ垂下試験養殖については同意致します。

令和5年8月24日

佐賀県有明海漁業協同組合 福富町支所  
運営委員長 筒井 正夫



佐賀県有明海漁業協同組合  
久保田町支所  
運営委員長 中尾 誠一郎 様

## 同 意 書

令和5年8月24日付佐有漁協久第10号によるカキ垂下試験養殖については同意致します。

令和 5年 8月24日

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所  
運営委員長 永野 慶彦



令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	海上保安庁	国土交通省 海事局
I 海区漁業調整委員会制度について					
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	●			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	△	●			
3 新たな漁業関係法令の改正について	●	●			
4 海区漁業調整委員の資質向上について	●	●			
II 沿岸漁場の秩序維持について					
1 違法操業の取締強化等					
①取締り体制の連携強化	△	●		△	
②漁業監督吏員の資質向上	○	●			
2 「密漁もの」の流通防止					
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動	●	●			
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○			
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	●	△			
④シラスウナギ流通の透明化の推進	●	△			
III 太平洋クロマグロの資源管理について					
1 クロマグロ資源の適正利用					
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	●	○			
②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	△	△			
③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置					
①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	●	●			
②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	△	●			
③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	●	●			
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	△			
3 遊漁者等の操業自粛措置	△	△			
IV 沿岸資源の適正な利用について					
1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整					
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のための合意形成に向けた調整	●	△			
②沖合漁業に対する沿岸漁業に準じた資源管理措置の指導と許可内容の見直し	●	●			
③カツオ・スルメイカの沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	●	●			
④海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	●	●			
⑤大型船の増トンやIQ導入による沿岸漁業との競合に対する調整	●	●			
2 マサバ太平洋系群の適正利用					
①産卵親魚の確保、未成魚の保護など資源管理の確実な履行の指導	△	△			
②科学的根拠に基づく目標管理基準値の設定	●	●			
③漁業者の理解を得た資源管理の推進と減収の補償	△	●			
3 カツオ資源の適正利用	●	△			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	●	△			
5 沖合漁業の操業秩序の確立					
①大中型まき網漁船付属船へのVMS設置の義務化と航跡情報の運用	△	△			
②VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化	●	●			
③AISを活用した事故防止・安全航行の指導	○	○			○

R4比較[ ○:新規、△:内容変更、●:継続 ]

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	保安庁 海上	国土交通 省 海事局
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	●	△			
2 新制度の円滑な運用について					
①地域課題への対応における指導・助言	●	●			
②漁業権免許切替手続きにおける指導・助言	●	●			
3 新たな資源管理措置等について					
①魚種ごとに適確に評価し、TAC導入を前提としない新たな資源管理の検討	△	△			
②実行可能性の議論、漁業者等の理解と合意の上の慎重な対象種追加	△	△			
③地域の漁業特性を考慮した資源管理措置の実施と減収対策	△	△			
④新規参入者の確保、地域全体の産業を守る成長対策の具体化	●	△			
⑤TAC魚種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備	○	○			
⑥定置網漁業の特性に応じた新技術の開発・普及	○	○			
VI 外国漁船問題等について					
1 排他的経済水域の境界の画定(竹島など)	●	●	●		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	●	△		
②日台漁業取決め適用水域での安全操業確保、台湾漁船のPI保険加入義務化	●	△	△		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●	●	●		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●	△	●		
⑤ロシア水域における操業機会の確保、操業条件の緩和のための積極的な支援	△	●	△		
⑥EEZ内ロシア漁船による漁具被害防止、補償及び漁獲割当量の適切な設定	●	△	△		
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①外国漁船の違法操業を未然に防ぐための、監視・取締体制の強化	●	△		△	
②外国公船や外国漁船の位置動向情報収集、漁船等との情報共有体制強化	●	△		●	
③外国漁船等の避泊にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	●	●		△	
④北朝鮮のミサイル発射の阻止、迅速な情報提供	△	●	△		
4 被害の救済(外国漁船による放置漁具による被害対策)	△	△			
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	●	△			
②スピアフッシングに対する規制強化	△	△			
③遊漁者の資源利用の実態把握	△	△			
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	○	○			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①利用者に対する保険加入義務化、漁業被害を想定した被害保障の充実	●	●			●
②利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	△	●			
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	●	●			△
②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	●	●			△
③安全講習の義務化と所有者リストの整備	●	●			●
④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	○	△			●

R4比較 [ ○:新規、△:内容変更、●:継続 ]

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果 (国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R5年度要望趣旨		R5年度要望趣旨										
		回答、状況等										
<p>海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。</p> <p>令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。</p> <p>また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続き対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。</p> <p>つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。</p>												
1	<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 <span style="float:right">継続</span></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 <span style="float:right">継続</span></p>										
2	<p>2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 <span style="float:right">内容変更</span></p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいります。 <span style="float:right">継続</span></p> <p>(参考) 漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table border="1"> <tr><td>平成31年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>181,302千円</td></tr> </table>	平成31年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円	令和5年度	181,302千円
平成31年度	181,302千円											
令和2年度	181,302千円											
令和3年度	181,302千円											
令和4年度	181,302千円											
令和5年度	181,302千円											
3	<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p>改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 <span style="float:right">継続</span></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいります。</p> <p>2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいります。 <span style="float:right">継続</span></p>										
4	<p>4 海区漁業調整委員の資質向上について</p> <p>海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 <span style="float:right">継続</span></p>	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいります。 <span style="float:right">継続</span></p>										

## II 沿岸漁場の秩序維持について

### R5年度要望趣旨

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 違法操業の取締強化等</p> <p>①組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>4 また、昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされていた「令和4年度漁業監督公務員研修会」を3年振りに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、WEB会議を併用した開催を予定している。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>【海上保安庁】 ①に対する回答 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 <span style="float: right;">内容変更</span></p>

2

2「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

新規

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

①③④継続

【水産庁】

1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。

継続

2 なお、都道府県への交付金により、

① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催

② メディアの活用や看板設置等による普及啓発

③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備

を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。

継続

3 また、令和4年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が施行されたところ。

内容変更

4 流通段階における監視については、水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時立入検査を行っているところですが、引き続き、密漁品の流通を防止するため、都道府県とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。

(事業区域が一の都道府県の区域内のみの事業者は都道府県が監視)

新規

5 同法の施行に当たり、制度運用の詳細に係る各種通知の発出やマニュアルの作成を丁寧に行ったほか、国内の関係者に対して、説明会を多数開催する等の周知・普及を行ったところ。同法施行後も個々の事業者等からの問い合わせ等に個別に対応しているところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたい。

新規

6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援しており、是非ご活用いただきたい。

内容変更

7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。

水産庁は水産流通適正化制度を確実に現場実装するため、現場実態に応じたトレーサビリティの仕組みを導入する具体策を特定するため2022年には「ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ導入評価プロジェクト」に取り組み、トレーサビリティ専門機関、うなぎ関係団体、経営工学領域の学識者、地域行政・事業者の協力を得て複雑多様なシラスウナギ流通の経路、慣行、事業者の役割や機能の共通項を洗い出し、技術と価値がバランスしたQRコード×モバイルを技術的中核とするトレーサビリティシモデルを概念設計したところ。

今後、概念設計されたモデルを踏まえ全国で活用できるシステム開発を進め、令和7年度にそのシステム運用を開始する予定としている。

内容変更

8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。

継続

【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行)

(新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪

懲役3年/罰金3,000万円

無許可漁業等の罪 懲役3年/罰金200万 ⇒懲役3年/罰金300万円

漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円

### Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

#### R5年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないように強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等</p> <p>北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。</p> <p>また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>2 一方で、日本国内で違法な未報告漁獲の事案が発生し、諸外国にも広く知られた状況であることから、再発防止や管理の強化が不可欠であり、関係者のご協力をお願いしたい。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>3 国内配分については、大型魚の15%増枠を踏まえ、水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>4 将来、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたい。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>5 なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できる規定を設けた結果、令和4年度末までに合計30件を新規に承認したところ。今後については、増枠など国際的な状況を踏まえつつ、適切な管理のあり方を含め検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

2③	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等</p> <p>数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。</p> <p>漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCIにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、制度の在り方については、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。</p> <p>また、水産加工業者等については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">5番がない部分も含め、継続</p>
2④	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>④漁獲状況を把握するシステム構築</p> <p>漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁獲報告については、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、これらのうち水揚げ情報については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に収集体制を構築することを目指しているが、2022年度末において目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了し、今後、情報収集を進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
3	<p>3 遊漁者等の操業自粛措置</p> <p>広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。</p> <p>また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 更に、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容が遊漁者や遊漁船業者に正しく理解されるよう、引き続き情報発信の方法を工夫するなど周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

<p>3① 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>①新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものであり、今後は法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>3② 3 新たな資源管理措置等について</p> <p>②TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>削除：IG導入によるトン数制限の撤廃などによる影響への回答</p> </div>

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

### R5年度要望趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれては民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところ です。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施</p> <p>地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 <span style="float: right;">内容変更</span></p> <p>2. また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 <span style="float: right;">内容変更</span></p> <p>3 また、遊漁団体やマリンレジャー事業関連団体が参加する意見交換の場に出席しており、更に、CSテレビ、雑誌等を通じて遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいります。 <span style="float: right;">内容変更</span></p>

1②	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>②スピアフィッシングに対する規制強化</p> <p>漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいパイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>3 いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。 <span style="float: right;">内容変更</span></p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。 <span style="float: right;">継続</span></p>
1③	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>③遊漁者の資源利用の実態把握</p> <p>国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>2 今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたい。 <span style="float: right;">継続</span></p> <p>3 また、今国会で成立した改正遊漁船業法については、遊漁船の利用者の安全確保を目的としつつも、「地域の水産業との調和のとれた遊漁船業法の振興」を柱に掲げており、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところ。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>4 遊漁船業と漁業の兼業率は70%を超えており、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでおり、責連合会においても、遊漁船業者と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきたい。 <span style="float: right;">新規</span></p>
1④	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備</p> <p>漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。</p> <p>遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 <span style="float: right;">内容変更</span></p> <p>2 また、今国会で成立した改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたいと考えている。 <span style="float: right;">新規</span></p> <p>3 なお、本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであるが、全国的な知見や広域的な調整の観点から、求められた場合は国が参加することもあり得ると考えているところ。国としては、協議会の円滑な設置に向けて、都道府県に対し、必要な助言等を行ってまいりたい。 <span style="float: right;">新規</span></p>

<p>2①</p>	<p>2 プレジャーボート等の通航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>①プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 [内容変更]</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 [継続]</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 [継続]</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。 [継続]</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和4年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和4年末のプレジャーボートの保有隻数は約22万隻、海難事故は約1,000件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリナーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリナーや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>
<p>2②</p>	<p>2 プレジャーボート等の通航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>②プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。</p> <p>都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。 [継続]</p> <p>2 なお、水産庁としても遊漁団体の参加する意見交換の場に出席しており、遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。 [継続]</p> <p>3 また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、</p> <p>① 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策</p> <p>② 関係者間の連携推進</p> <p>③ 効果的な放置艇対策事例の周知</p> <p>の対策を講ずることにより放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.2万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ5千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>

3① 3 ミニボートによる危険行為の防止  
 ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

継続

【水産庁】

1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。  
 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリナー管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。

継続

2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。

なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。

継続

参考:令和5年度国土交通省交通安全業務計画

交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和5年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。

第2部 海上交通の安全に関する施策

第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進

(2)ミニボートの安全対策の実施

ミニボート(長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート)の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。

【国土交通省海事局】

ミニボート(長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満)は、低出力・低速で航行できる区域に限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリナーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次のような安全対策を推進している。

国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。(当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。)

また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。

このような取り組みにより、ミニボートの事故件数は令和3年から4年にかけて減少傾向に転じており、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。

内容変更

3② 3 ミニボートによる危険行為の防止  
 ②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施  
 ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあつた場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけでなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

継続

【水産庁】

1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。

継続

2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。

なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。

継続

参考:海難の現況と対策について(海上保安庁)

令和3年のミニボートの事故隻数は121(103)隻。船舶事故隻数は増加。  
 ※( )内は令和2年

【国土交通省海事局】

ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えられる。

また、登録制度についても、小型船舶の登録等に関する法律の制定時にミニボートは財産価値が低い上、航行や係留による社会的影響が小さく、行政情報として把握する必要性が乏しいことから、同法による制度の対象外とした経緯があり、その状況は現在も変わっていないと認識している。

なお、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携した安全啓発活動に引き続き取り組んで参りたい。

内容変更

一部削除:

なお、現在、関係業界において、ミニボートの技術指針の見直しと第三者認証制度の構築に向けた検討が進められていると承知している。

<p>3③ 3 ミニボートによる危険行為の防止  ③安全講習の義務化と所有者リストの整備  商品販売の際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】  1 船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。  また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。  なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。  今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>【国土交通省海事局】  ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>
<p>3④ 3 ミニボートによる危険行為の防止  ④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化  ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>【水産庁】  1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にあるミニボートの保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 また、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象となっているところ。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>3 ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>【国土交通省海事局】  ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

No.	要 望 事 項	提出県
1	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について【一部変更】	福岡県連合
2	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について【継続】	熊本県連合
3	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について【継続】	鹿児島県連合
4	我が国EEZ内におけるはえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について【表現変更】	福岡県連合
5	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について【継続】	長崎県連合
6	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について【継続】	長崎県連合
7	東シナ海における漁船の安全操業確保について【継続】	熊本県連合
8	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について【継続】	鹿児島県連合
9	日台漁業取決めの見直しについて【継続】	沖縄
10	日中漁業協定の見直しについて【継続】	沖縄
11	クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について【継続】	佐賀県連合
12	太平洋クロマグロの資源管理の推進について【継続】	長崎県連合
13	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について【追加】	宮崎
14	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について【継続】	鹿児島県連合
15	太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について【継続】	沖縄
16	ミニボートによる危険行為の防止について【継続】	佐賀県連合
17	ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について【一部変更】	熊本県連合
18	海区漁業調整委員会制度について【継続】	長崎県連合
19	海区漁業調整委員会の運営について【表現変更】	大分
20	改正漁業法における新たな資源管理措置等について【継続】	大分
21	新たな資源管理措置について【新規】	福岡県連合
22	沿岸資源の適正な利用について【新規】	宮崎
23	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について【一部変更】	熊本県連合
24	違法操業の取締強化に向けた対応について【継続】	沖縄

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

<p><b>要望事項</b></p> <p>(1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について【一部変更】</p>	<p><b>内容</b></p> <p>本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。</p> <p>沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場でありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。</p> <p>さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2.5m系網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。</p> <p>上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。</li> <li>2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。</li> <li>3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。</li> </ol>
--	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 熊本県連合海区漁業調整委員会

<p><b>要望事項</b></p> <p>(2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について【継続】</p>	<p><b>内容</b></p> <p>本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっている。</p> <p>そのため、大中型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結された。</p> <p>その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。については、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。</li> <li>2 大中型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。 大中型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での乗魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。 このような大中型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。</li> </ol>
--	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(3) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。</p> <p>一方、本県海域では、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に對して大きな危機感を抱いている。</p> <p>ついでには、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に對して、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中小型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。</li> <li>2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。</li> </ol>
---	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(4) 我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について【表現変更】</p>	<p>内容</p> <p>新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっておりますが、それ以降我が国EEZ内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。</p> <p>これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓国間民間協定であるEEZ内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。</p> <p>現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相応な注意を払いながら操業しなければなりません。</p> <p>つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。</li> <li>2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</li> </ol>
--	---

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について【継続】

内 容

日中・日韓新漁業協定の発効後は、政府間交渉に基づく相手国排他的経済水域での操業条件の設定など、漁業秩序が構築されつつあります。しかし、排他的経済水域の境界を中間線で画定できず、相手国漁船に対して我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日韓暫定水域などが広範囲に設定されており、これらの海域では外国漁船が占有して、我が国漁船の操業に支障が生じるとともに、水産資源の悪化が懸念されております。

このことから、我が国漁業者が、東シナ海等において持続可能な漁業を展開していくため、次の事項について、要望します。

【継続】

1. 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。

【継続】

2. 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について、我が国漁業者の意向・要望を踏まえ見直しを行うこと。

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について【継続】

内 容

我が国排他的経済水域内では、中国漁船（底びき網漁業、いかつり漁業）や韓国漁船（まき網漁業、はえ縄漁業等）による違反操業が依然として跡を絶たず、拿捕事案も発生しております。

また、東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を巡る日中双方の主張の相違などから、付近海域における中国漁船の大挙操業や、多数の中国漁業監視船の警戒など、我が国漁船の安全操業や安全航行に支障を来す問題も生じている状況にあります。

以上のことから、次の事項について要望します。

【継続】

1. 引き続き我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締の強化を図ること。

【継続】

2. 我が国水域における外国船舶の選泊に当たっては、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について【継続】</p>	<p>内 容</p> <p>日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。</p> <p>特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。</p> <p>現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。</p> <p>このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。</li> <li>2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</li> </ol>
--	---

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について【継続】</p>	<p>内 容</p> <p>日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。</p> <p>当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。</li> <li>2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</li> <li>3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。</li> <li>4 日本漁船の安全な操業を確保すること。</li> </ol>
---	--

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

沖繩海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(9) 日台漁業取決めの見直しについて【継続】</p>	<p>内 容</p> <p>平成 25 年 4 月 10 日に調印された日台漁業取決めは、我が国排他的経済水域内での台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。</p> <p>日台漁業取決めの適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本原のみに留まらないことから、以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取決めの適用水域から次の水域を除外すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 東経 125 度 30 分より東の水域</li> <li>② 八重山北方三角水域</li> </ol> </li> <li>2 我が国の経済水域内においては、取決めの適用水域を除いて台湾漁船の操業を一 切認めないこと。 また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。</li> <li>3 先島諸島の南側の水域等、取決めの適用水域の拡大については今後一切、協議の 対象としないこと</li> <li>4 日台漁業取決めの適用水域内において、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。</li> <li>② 操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。</li> <li>③ 台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。</li> </ol> </li> </ol>
--	--

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

沖繩海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(10) 日中漁業協定の見直しについて【継続】</p>	<p>内 容</p> <p>日中漁業協定では、北緯 27 度以南の沖繩本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。</p> <p>この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。</p> <p>中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マチ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。</p> <p>また、尖閣諸島周辺海域においては、平成 24 年以降、中国公船による領海への侵入が繰り返されており、そのような中、中国公船による本県漁船に対する追尾行為が発生し、安全操業を脅かす事態となっている。</p> <p>そこで以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日中漁業協定の見直しについて       <p>北緯 27 度以南の沖繩本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。</p> </li> <li>2 中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について       <p>協定の見直しが図られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯 27 度以南への中国虎網漁船の侵入を抑制する対策を確保すること。</p> </li> <li>3 海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について       <p>底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</p> </li> <li>4 中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について       <p>中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること</p> </li> </ol>
--	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 佐賀県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>当県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少なくなながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。</p> <p>また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。</p> <p>については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際委員会において、直近のデータに基づき資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</li> <li>2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。</li> <li>3 漁業者が安心して資源管理に取り組みめるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。</li> </ol>
--	--

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 長崎県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(12) 太平洋クマダグロの資源管理の推進について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>国では、太平洋クマダグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会の枠組みにおいて、平成27年1月から、30キロ未満の小型魚の漁獲上限を4,007トン、30キロ以上の大型魚の漁獲上限を4,882トン（令和4年1月から5,614トン）とし、保存管理措置を講じています。</p> <p>平成30年から罰則を伴うTAC制度へ移行し、沿岸漁業においても小型魚の数量管理に加えて、大型魚の数量管理が始まりましたが、漁業現場では定置網による突発的な漁獲が生じたり、一方では獲り残しが生じる等、様々な課題等が発生し、混乱が生じています。</p> <p>また、九州地区においては、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」であつても広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業承認」を取得して県域のクロマグロ漁獲管理ルールに則り操業していませんが、他地区で同届出漁業を行う者の中には、同承認を取得せず、混獲名目でクロマグロを漁獲している実態があると聞き及んでおり、同資源管理の枠組みに支障を来たしたしかなないと強く懸念しております。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源評価結果に基づく漁獲上限の拡大について クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られる中、令和3年12月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第18回年次会合が開催され、2022年漁期から大型魚の漁獲枠を15%増の732トン増とすることで合意されたところであるが、今後とも資源評価による将来予測に基づき、大型魚に加え小型魚についても漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉継続すること。</li> </ol> <p>【継続（変更）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 国留保枠の有効活用について 第8管理期間における国留保枠の配分方法の設定において、国留保枠が</li> </ol>
--	--

最大限活用されるよう、最低限の数量を除き可能な範囲で配分で分配について引き続き、検討すること。

【継続】

3. 遊漁者への指導について  
本県海域のように、複数県の遊漁者が採捕している場合は、単県での管理は困難である。このため、全国的な規制措置である広域漁業調整委員会指示等により、国は都道府県を跨る遊漁団体等に対し、引き続き適切に指導すること。

【継続（変更）】

4. 漁獲数量の管理について  
マグロ類を対象とした沿岸ではえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ承認」取得を義務付けること。併せて、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承認（陸業見合新規）については、直近の採捕停止命令の発出状況等を踏まえ見直すこと。

また、広域的な海域で操業する「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行TAC制度上、船籍が属する県の漁獲枠で管理することになっているが、明らかに他県海域で漁獲されるものについては、船籍県の管理が及ばないため、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること。

別紙様式2

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

要望事項

(13) 太平洋クマングロの資源管理に係る運用について【追加】

内容

平成30年から始まった沿岸漁業におけるくろまぐろのTAC管理については、漁業者もその重要性を十分認識し、各県に割り当てられた漁獲可能量を遵守している。

しかしながら、近年では沿岸域へのくろまぐろの来遊量の増加に伴う漁獲量の増加や突発的な漁獲の積み上がりにより、管理期間途中にあっても操業自粛の要請や採捕停止の命令がなされる機会が増加しており、漁業経営体にとっては、くろまぐろの混獲を回避しつつ経営を継続するため、混獲魚の放流や漁場の変更、休漁などの取組に大きな労力を割かざるを得ない状況が強いられている。

このような状況を鑑み、太平洋くろまぐろの資源管理・資源回復の取組の着実な実施と沿岸漁業者の経営の安定的な継続を両立させるため、次の事項を要望する。

- 1 資源の増加に応じて我が国全体の漁獲枠の増加を引き続き提案し、次の管理期間に反映されるよう努めること。
- 2 混獲回避型休漁支援事業については、各地域の実情に応じて、支援がなされるよう発動条件を緩和すること。
- 3 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

鹿児島連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。</p> <p>については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。</li> <li>2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</li> </ol>
--	--

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、資源管理の取り組みについては、本県漁業者もその必要性を理解している。</p> <p>WCPFC において合意された管理措置は、大型魚より、小型魚の漁獲を削減する方が資源回復に効果的であると示されているが、今回の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響の小さい、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。</p> <p>そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業に配慮した管理措置を進めていただくよう、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁獲枠の配分について 漁業種類別の配分及び留保の配分を見直すことと、直近年の漁獲実績を反映した配分に見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること。</li> <li>2 経営安定対策の拡充について マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること。</li> </ol>
---	--

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 佐賀県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p>	<p>(16) ミニボートによる危険行為の防止について【継続】</p> <p>内容</p> <p>規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW(2.039馬力)の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。</p> <p>海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。</p> <p>このため、全国各地で定期的な安全講習会を開催されるところにも、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。</p> <p>つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。</li> <li>2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。</li> <li>3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーザー反射板などの安全装備を必ず設置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。</li> <li>4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。</li> </ol>
-------------	--

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 熊本県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p>	<p>(17) ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について【一部変更】</p> <p>内容</p> <p>近年、マリンレジャーの普及により、ミニボート及びSUP（以下「ミニボート等」という。）による釣りを楽しむ方が増加している。</p> <p>ミニボート等の利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを理解していない利用者が増えたほか、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま沖合に出ることで、海難事故を起こすなどの事例も多く報告されている。</p> <p>また、ミニボート等の利用者は、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられる。</p> <p>こうした状況の下、ミニボート等による海難事故の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボート等の購入者や利用者に対し、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボート等の製造・販売業界を強く指導すること。</li> <li>2 日本漁船保険組合等が取り扱うプレジャーボート責任保険に、ミニボートを対象とし、加入促進を図るとともに、万が一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講ずること。</li> </ol>
-------------	---

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(18) 海区漁業調整委員会制度について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>海区漁業調整委員会は、これまで公選制による漁業者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>このようなか、平成30年12月に漁業生産力の発展を図る観点から漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなり、今後その役割を的確に果たしていかねばなりません。</p> <p>以上のことから、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望します。</p> <p>1. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 海区漁業調整委員会の新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保できるように措置すること。</p>
---	--

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(19) 海区漁業調整委員会の運営について【表現変更】</p>	<p>内容</p> <p>令和2年12月に改正漁業法が施行され、資源管理の取組が強化されるとともに漁業許可制度、漁業権制度が見直され、これまで以上に様々な課題や、それに対する検討が行われているところから、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう次の事項を要望します。</p> <p>1. 国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言をおこなうこと。</p>
--	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 大分海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について【継続】</p>	<p>内容</p> <p>改正漁業法における新たな資源管理は、水産資源の持続的な利用を確保するため、資源管理目標の設定方法を最大持続生産量(MSY)をベースとする方式に変更し、これに基づきTACを設定しており、TAC対象魚種は今後拡大される予定です。漁獲制限などの資源管理措置等を行うにあたっては、漁業者の理解とともに丁寧な対応が求められることから次の事項を要望します。</p> <p>1 資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余剰なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。</p>
---	---

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

## 福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(21) 新たな資源管理措置について【新規】</p>	<p>内容</p> <p>国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされており、新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたなくなるといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が多く聞かれます。また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組みさせるべきといった意見もございます。</p> <p>つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資源評価の精度向上を図ること。</li> <li>2 資源管理の実施に当たっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。</li> <li>3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。</li> <li>4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講ずること。</li> <li>5 TAC管理を導入した場合の、漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。</li> </ol>
---	---

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(22) 沿岸資源の適正な利用について【新規】</p>	<p>内容</p> <p>令和2年12月から施行された改正漁業法の下では、資源管理はTACにより行うことが基本とされ、水産庁が示すロードマップに基づき、魚種の追加に向けた資源管理手法検討部会等が開催されている。</p> <p>新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めることとされているが、新たに導入された「TAC管理のステップアップ」では、漁業者への十分な説明、理解が進まないまま通常TACに向けたスケジュールが進んでいる状況にあることから、次の事項を要望する。</p> <p>1 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、ロードマップ等にとらわれず、資源管理手法検討部会等で丁寧な説明、議論を尽くし、漁業者の納得を図った上で進めること。</p>
--	--

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

<p>要望事項</p> <p>(23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について【一部変更】</p>	<p>内容</p> <p>海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。</p> <p>令和2年に改正された新たな漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会の果たす役割は、大きくなっている。</p> <p>平成31年度までの5年間において海区漁業調整委員会の開催は、年間約9回であったが、令和2年度以降の3年間は、年間約17回と倍増している。開催回数が増加した結果、人件費や会場借上費が増加し、対応に苦慮しているところである。</p> <p>ついては、一定額の予算措置はなされているものの、国による更なる予算措置を要望する。</p> <p>1 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保及び強化      海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置するとともに、財政基盤が強化できるよう更なる予算措置を行うこと。</p>
---	--

要望事項	内容
(24) 違法操業の取締強化に向けた対応について【継続】	<p>沖繩県内においても、非漁業者や遊漁者等による密漁が問題となっており、今般、海上保安庁による摘発件数は増加傾向である。密漁者は人里離れたへき地で活動することも多く、これらの地域において、地元漁協が自主的パトロールを行うには限界があるため、それらに対する総合的な支援は必要不可欠である。また、海上保安庁や警察等の応援要請に時間を要するへき地等での摘発は容易ではないことから、以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関との連携強化 海上保安庁、警察庁及び水産庁の連携を強化し、県の漁業監督吏員とも適宜情報共有し、迅速に対応が図られるようにすること。</li> <li>2 漁業取締体制の強化 本県の漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を行い、十分な人員が確保できるように、制度面・財政面での支援を強化すること。</li> <li>3 密漁された水産物の流通防止 市場や小売店などにおいて、密漁された水産物を主体的に排除するように、啓発活動を強化する。またその実効性を持たせるために、違法漁獲物の流通に対する規制を強化すること。</li> <li>4 パトロール等への支援 地元漁協・漁業者が実施する密漁パトロールに伴う休業に対する費用や密漁防止看板の設置にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。</li> </ol>

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

- (1) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

意見

要望の趣旨に賛同します。

56

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

- (2) 大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

- (3) 大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

- (4) 我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

(6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

(7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

(8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
(9) 日台漁業取決めの見直しについて
意見
要望の趣旨に賛同します。

518

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
(10) 日中漁業協定の見直しについて
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）
(11) クロマガロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について
意見
当海区要望分。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）
(12) 太平洋クロマガロの資源管理の推進について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）
（13）太平洋クログロの資源管理に係る運用について
意見
要望の趣旨に賛同します。

59

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）
（14）太平洋クログロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
（15）太平洋クログロ（大型魚）の適正な資源管理について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）
（16）ミニボートによる危険行為の防止について
意見
当海区要望分。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）
(17) ミニボート及びSUPIによる海難事故の防止について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）
(18) 海区漁業調整委員会制度について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）
(19) 海区漁業調整委員会の運営について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）
(20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）
(21) 新たな資源管理措置について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）
(22) 沿岸資源の適正な利用について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）
(23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について
意見
要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和5年度全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）
(24) 違法操業の取締強化に向けた対応について
意見
要望の趣旨に賛同します。